

「三者でつくる軽高会議」申し合わせ事項

- 1 (目的) 軽井沢高等学校の生徒・保護者・教職員の三者が定期的に話し合いを持つことにより、“よりよい”学校づくりに役立てる。
- 2 (名称) この会議の名称を「三者でつくる軽高会議」(略称:「軽高会議」)とする。以下、軽高会議と呼ぶ。
- 3 (組織) 軽高会議は生徒・保護者・教職員の代表によって構成する。ただし、代表以外の生徒・父母・教職員あるいは地域・同窓会・教育関係者も求めに応じて、または自由に参加することができる。代表は以下のとおりとする。
 - (1) 生徒代表 11名(生徒会正副会長3名、代議員正副議長、各学年代表2名ずつ)
 - (2) 保護者代表 5名(正副会長2名、各学年会長3名)
 - (3) 教職員代表 3名(教頭、教務主任、生徒指導主任)
 - (4) 事務局 3名(教職員)
- 4 (運営) 軽高会議の運営については、次のように定める。
 - (1) 定例会議は年2回開催する。定例会議のほか三者のいずれかより要請のあった場合も開催する。会議は事務局担当者が招集し、運営する。
 - (2) 地域との連携も大切にして進めていく。
- 5 (協議事項) 軽高会議は“よりよい”学校づくりのために、以下の事項について協議することができる。
 - (1) 学校生活や規則に関すること。
 - (2) 学習や進路に関すること。
 - (3) 生徒会活動、クラブ活動、ホームルーム活動、行事に関すること。
 - (4) 教育環境づくりに関すること。
 - (5) その他、学校をよりよくするのに役立つと考えられること。
- 6 (議事運営)
 - (1) 軽高会議は学校運営上の決定権は持たないが、生徒会・PTA・職員会議はそれぞれの機関から議題を提案することができ、軽高会議はその議題について検討するものとする。軽高会議は各機関に話し合いを求めることができ、各機関は軽高会議から求められた場合は話し合いを持ち回答するものとする。
 - (2) 議長は事務局が担当する。
 - (3) 代表者以外の参加者も挙手をすれば発言することができる。
- 7 軽高会議で話し合われたことは、その都度、生徒会代議員会、PTA理事会、職員会議に報告する。それぞれの機関は必要に応じて、議題として取り上げる。
- 8 軽高会議は生徒・保護者の学校づくりへの参加を高めるように努める。